



国民年金からのお知らせ

問い合わせ 市民課 国民年金係
香川社会保険事務局善通寺事務所

62-1118
0877-62-1660

保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」、または「猶予」される制度があります。

免除制度は次の3種類です。

免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。

なお、1/4納付および3/4納付は、平成18年7月からの実施です。

若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる所得のめやす(平成18年度【万円】)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦子2人)	162	230	282	335
2人世帯 (夫婦のみ)	92	142	195	247
単身世帯	57	93	141	189

「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合です。

若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額納付と同基準となります。

退職者、震災、風水害等の被災者の方は、所得に関係なく該当する場合があります。

これまで、保険料の免除等の承認を受けるためには、毎年申請書の提出が必要でしたが、全額免除と若年者納付猶予に限り引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出していただく必要がなくなりました。(ただし、退職や被災を理由に承認された場合や、半額納付、学生納付特例承認者は対象となりません。)

「納付」と「免除・納付猶予」と「未納」はこのように違います

	全額納付	全額免除	一部納付			若年者猶予 学生特例	未納
			1/4納付	半額納付	3/4納付		
障害基礎年金	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	× 受けられない
遺族基礎年金	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	× 受けられない
老齢基礎年金	資格期間	入る	入る	入る	入る	入る	× 入らない
	年金額に計算	全額	全額納付の場合の1/3	全額納付の場合の1/2	全額納付の場合の2/3	全額納付の場合の5/6	× されない

障害および遺族基礎年金には一定の受給要件があります。

免除および納付猶予等は10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、免除および猶予を受けた年度から起算して3年目以降は一定の加算が上乘せられます。)

保険料免除を申請される方は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証を持って、市民課または各支所住民課で手続きをしてください。今年度の受付は7月からです。(ただし、学生納付特例申請は4月から受付しています。)

確定申告をしていない方は税務係で相談してください。

今年転入された方は、前住所地(平成18年1月1日現在)での所得証明書が必要です。